

- ・この臨時窓口では、**マイナンバーカードの申請は受付できません**のでご注意ください。
- ・マイナポイント第2弾は、**令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象**です。
- ・マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。
- ・マイナンバーカード申請・受領、電子証明書の発行は事前予約制となりますので、詳しくは、役場住民課（☎83-2182）までお問い合わせください。
- ・対象となるキャッシュレス決済サービスについては、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）などをご確認ください。
- ・キャッシュレス決済サービスにより、**事業者が指定する事前登録手続きが必要なものがあります**。マイナンバー総合フリーダイヤルやキャッシュレス決済サービス事業者にご確認ください。（例：Suica、イオンカード、セゾンカードなど）
- ・マイナポイント事業を騙った詐欺にごご注意ください。

*マイナンバーカードやマイナポイントについて詳しくは、総務省ホームページをご覧くださいか、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へお問い合わせください。

総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

※問い合わせは、総務課 ☎83-2259



個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、個人情報に関する町民の権利（自己の個人情報に限り、開示・訂正、利用停止を請求する権利など）を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを定め、個人のプライバシーを保護することを目的とした制度です。

この制度は、これまで、町の条例などにより運用されていましたが、国において、デジタル社会の形成に関する施策を実施するための適正な個人情報の取扱いを定めるため、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月からは、全国的な共通ルール（個人情報の取扱いや罰則など）に基づいて運用されます。

町では法令に基づき、これまでと同様に、個人情報に関する町民の権利を保護し、個人情報の適正な取扱いに努めてまいります。

○個人情報の開示請求の手数料について

手数料は無料です。ただし、印刷や郵送にかかる費用は、請求者の実費負担となります。

また、他の制度（住民票や戸籍謄本の発行など）にかかる手数料の運用については変更ありません。

※問い合わせは、国の個人情報保護委員会 ☎03-6457-9849、町総務課 ☎83-2345

情報公開制度について

情報公開制度とは、町民の知る権利および情報の公開を求める権利を保障することにより、公正で透明な町政を推進することを目的とする制度です。

公開する町政情報は、町の実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録などで決裁などの手続きが完了し、当該実施機関が管理しているものです。

ただし、公報や書籍など、広く周知されているもの、法令などで禁止されているもの、個人情報が含まれるものは除きます。

○情報の公開請求にかかる手数料について

手数料は無料です。ただし、印刷や郵送にかかる費用は、請求者の実費負担となります。

※手続などお問い合わせは、総務課 ☎83-2345または町ホームページをご覧ください。